

株式会社KADOKAWA及び  
株式会社KADOKAWA LifeDesignに対する勧告について

令和6年11月12日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社KADOKAWA（以下「KADOKAWA」という。）及び株式会社KADOKAWA LifeDesign（以下「LifeDesign」という。）の2社（以下「2社」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）に掲げる行為に該当し、同項に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、2社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

|       |                    |                            |
|-------|--------------------|----------------------------|
| 法人番号  | 2010001163289      | 6010401086276              |
| 名称    | 株式会社KADOKAWA       | 株式会社KADOKAWA LifeDesign（注） |
| 本店所在地 | 東京都千代田区富士見二丁目13番3号 | 東京都千代田区五番町3番地1             |
| 代表者   | 代表執行役 夏野 剛         | 代表取締役 三宅 明                 |
| 事業の概要 | 出版事業、映像事業等         | 通販事業、出版事業等                 |
| 資本金   | 406億2488万6625円     | 1億円                        |

（注）LifeDesignは、KADOKAWAが全額出資する同社の子会社で、令和6年10月1日に「株式会社毎日が発見」から商号を変更している。また、LifeDesignは、令和6年4月1日、吸収分割により、雑誌「レタスクラブ」の発行事業の全部をKADOKAWAから承継している。

2 違反事実の概要

- (1) 2社（KADOKAWAにあっては令和6年3月まで、LifeDesignにあっては同年4月以降）は、雑誌「レタスクラブ」（以下「レタスクラブ」という。）の発行事業（以下「レタスクラブ事業」という。）において、個人又は資本金の額が5000万円以下の法人たる事業者（以下「下請事業者」という。）に対し、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務（以下「本件業務」という。）を委託している。

|        |                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室                                    |
| 電話     | 03-3581-3374（直通）                                              |
| ホームページ | <a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a> |

- (2) KADOKAWAは、令和5年1月、レタスクラブ事業における販売収入や広告収入が減少傾向にある中、資材費、輸送費等のコストも上昇しているとして、自社の収益改善を図るため、本件業務を下請事業者に委託する際の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者へ通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から約6.3パーセントないし約39.4パーセント引き下げることを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者（26名）に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。
- (3) LifeDesignは、令和6年4月1日にKADOKAWAからレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者（21名）に委託しているところ、本件業務を委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、KADOKAWAが当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。

LifeDesignは、下請事業者に委託する本件業務の基本的な内容について、令和6年3月までKADOKAWAが下請事業者に委託していた当時から変更していない。

### 3 勧告の概要

- (1)ア KADOKAWAは、下請事業者に委託する本件業務の下請代金の額について、当該下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、レタスクラブの令和5年4月発売号に係る当該下請代金の支払分にまで遡って引き上げること。
- イ LifeDesignは、下請事業者に委託する本件業務の下請代金の額について、当該下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、令和6年4月1日以降の当該下請代金の支払分にまで遡って引き上げること。
- (2)ア KADOKAWAは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- (7) 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第5号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- (4) 今後、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めないこと
- イ LifeDesignは、次の事項を取締役会の決議により確認する

こと。

- (7) 前記2(3)の行為が下請法第4条第1項第5号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- (4) 今後、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めないこと
- (3) 2社は、それぞれ下請法第4条第1項第5号の規定に掲げる行為を行うことがないよう、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4)ア KADOKAWAは、前記(1)ア、(2)ア及び(3)に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。  
イ LifeDesignは、前記(1)イ、(2)イ及び(3)に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5)ア KADOKAWAは、前記(1)ア、(2)ア、(3)及び(4)アに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。  
イ LifeDesignは、前記(1)イ、(2)イ、(3)及び(4)イに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (6)ア KADOKAWAは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。  
イ LifeDesignは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

# (株)KADOKAWA及び(株)KADOKAWA LifeDesignに対する勧告

親事業者

KADOKAWA

令和6年4月1日に、  
雑誌レタスクラブに  
係る全事業を承継。

KADOKAWA  
LifeDesign(注)

(注)KADOKAWAが全額出資  
する同社の子会社。  
令和6年10月1日に「(株)毎日  
が発見」から商号変更。

<下請取引の内容>

雑誌「レタスクラブ」の記事作成及び写真撮影業務

<違反行為の概要>

買ったとき  
(下請法第4条第1項第5号)



①KADOKAWAは、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、令和5年4月発売号以降の雑誌レタスクラブの記事作成業務等を下請事業者(26名)に委託する際の単価を、下請事業者と十分に協議することなく、従前の単価から一方的に引き下げた。発注単価の引下げ幅は最大で約39パーセントとなった。

②KADOKAWA LifeDesignは、令和6年4月1日以降、雑誌レタスクラブの記事作成業務等を下請事業者(21名)に委託する際の単価について、承継前にKADOKAWAが一方的に決定した単価をそのまま適用している。

下請事業者



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## 勧告内容

KADOKAWA及びKADOKAWA LifeDesignは、

- 雑誌レタスクラブの記事作成業務等の下請代金の額について、引き下げた単価を適用した時期に遡って引き上げること
- 今後、買ったときを行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

【参考】 親事業者の禁止行為(下請法の抜粋)

### 第4条第1項第5号(買ったとき)

下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

## 1 下請法の概要

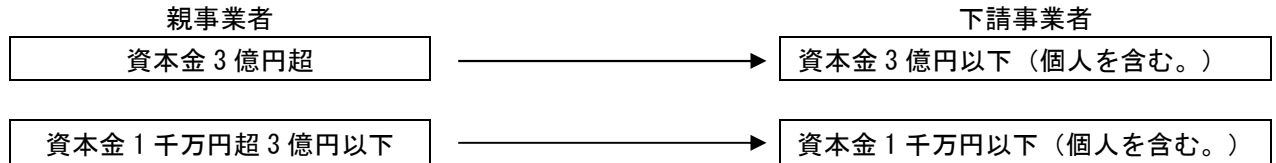
参 考

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

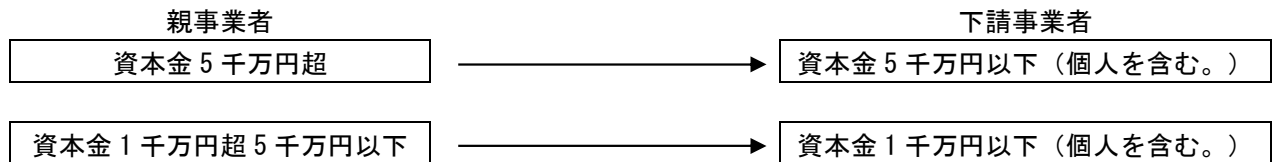
#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

#### （定義）

#### 第二条

1、2 （略）

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出資すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出資することをいう。

4～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、二 （略）

三 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの

四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、二 （略）

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 （略）

9、10 （略）

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六、七 （略）

2 （略）

#### （勧告）

#### 第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）